独立行政法人農業者年金基金法案要綱

第 一 名 称

この法律及び独立行政法人通則法 (以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される独立行

政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とすること。

(第二条関係

第二 基金の目的

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、農業者の老齢について必要な年金等の給付

の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ると

ともに、農業者の確保に資することを目的とすること。

第三条関係)

第三 役員及び職員

基金に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととするとともに、 理事二人以内を

置くことができるものとすること。

(第五条関係)

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。

(第七条関係)

Ξ 基金の役員及び職員は、 刑法その他の罰則の運用については、 法令により公務に従事する職員とみな

すこと

(第八条関係)

第四 業務の範囲

基金は、 農業者年金事業及びこれに附帯する事業を行うものとすること。

(第十条関係)

第五 被保険者の資格

原則として六十歳未満の国民年金法の被保険者であって農業に従事するものであれば、 農業者年金の被

保険者となることができるものとすること。

(第十一条関係)

第六 被保険者の資格喪失要件

農業者年金の被保険者は、 国民年金法第七条第一項第二号又は第三号に該当するに至ったとき、六十歳

に達したとき、 農業に従事するものでなくなったとき等にその資格を喪失するものとすること。

(第十三条関係)

第七 給付の種類

農業者年金事業の給付を農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金とすること。

(第十八条関係)

第八 農業者老齢年金の支給要件等

農業者老齢年金は、 保険料納付済期間を有する者が六十五歳に達したときに、 納付された保険料及びそ

の運用収入の額の総額を基礎として算定した額を、その者に支給するものとすること。

(第二十八条から第三十条まで関係)

第九 特例付加年金の支給要件等

特例付加年金は、特例保険料納付済期間を有する者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときに、

第十五の一の国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として算定した

額を、 その者に支給するものとすること。ただし、その者が第十三の二の一又は二のいずれかに該当す

ることについて第十三の二の申出をした者であって、それぞれ第十三の二の一又は二に定める日に おい

て第十三の一の一に掲げる者に該当しなかったもの(第十三の一の申出をしなかった者に限る。)であ

るときは、支給しないものとすること。

(第三十一条から第三十三条まで関係)

() 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であるものであって農業を営む)

者でなくなったもの(その農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した者その他の政令

で定める者に限る。)が、六十五歳に達したとき。

(二) 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した

農業を営む者でなくなったとき (その農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した

場合その他の政令で定める場合に限る。)。

特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となったとき、その他の事由に該当したときは、その該当

している期間、その支給を停止するものとすること。

(第三十四条関係)

第十 死亡一時金の支給要件等

死亡一時金は、 一定年齢に満たない農業者年金の被保険者等が死亡した場合において、その者に 遺族が

あるときに、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から当該一定の年齢に達する日の属する月まで農

業者老齢年金を支給することとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として

算定した額をその遺族に支給するものとすること。

(第三十五条及び第三十八条関係)

第十一 年金給付等準備金の積立て及び運用に係る措置

基金は、 政令で定めるところにより、 年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金を積み立て、 安全か

つ効率的に運 用しなければならないものとすること。

(第四十二条及び第四十三条関係)

保険料

基金は、 農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に要する費用に充てるため、 農業者年金の被保険

者が決定し、又は変更した額を徴収すること。

(第四十四条関係)

保険料の額の特例措置

農業者年金の被保険者であって次に掲げる者のいずれかに該当するものは、 基金に申し出て、 納付下

限額を下回る額であって政令で定めるものを、 保険料の額として決定し、又は変更することができるも

のとすること。

第四十五条第一項関係)

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 農業経営基盤強化促進法の認定農業者であって農業を営むものであること。

1 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な一定の措置を講じていること。

(□) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の認定就農者であって農業を営むも

ののうち、一のイに掲げる要件に該当する者(同法の就農計画の認定を受けた日から起算して五年を

経過した者を除く。)

(四)(三) (又は二に掲げる者の配偶者であって農業を営むもののうち、その農業に常時従事する一定の者)

() 又は二に掲げる者の直系卑属であって農業を営むもののうち、その農業に常時従事する一定の者)

一 農業者年金の被保険者であって(又は二に掲げる者に該当するもののうち、それぞれ(又は二に定め

る日までに一の ()に掲げる者となることを約した者は、基金に申し出て、納付下限額を下回る額であっ

て政令で定めるものを、保険料の額として決定し、又は変更することができるものとすること。

(第四十五条第二項関係)

一の一のア又はイのいずれかのみに該当する者 最初の申出の日から起算して三年を経過した日

農業を営む者の直系卑属であってその農業に常時従事する一定の者(一定年齢未満の者に限る。

最 初 の申出の日から起算して十年を経過した日 (又は一定年齢に達した日)

農業者年金の被保険者が一又は二の申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期

間 が二十年に満たないときは、その者は一又は二の政令で定める額を保険料の額として決定し、又は変

更することができないものとすること。

第四十五条第三項関係)

その者の一又は二の申出をした日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの 期間

(<u></u> _) その者が保険料納付済期間を有する者である場合におけるその保険料納付済期 間

(三) その者が短期被用者年金期間、 農林漁業団体役員期間等のいわゆるカラ期間を有する者である場合

におけるそのカラ期間

兀 農業者年金の被保険者が一又は二の申出をした場合において、その者の農業所得額が所得上限額 +

分な保険料負担能力を有する所得の額として政令で定める額)を超えるときは、その者は一又は二の政

令で定める額を保険料の額として決定し、 又は変更することができないものとすること。

(第四十五条第四項関係)

五 農業者年金の被保険者が一又は二の申出をした場合において、 その者の特例保険料納付済期間 が二百

四十月を超えない範囲内で政令で定める月数に達しているときは、その者は、 一又は二の政令で定める

額を保険料の額として決定し、又は変更することができないものとすること。

(第四十五条第五項関係)

六 一又は二の申出をした者の農業所得額が所得上限額を超える場合又はその者の特例保険料納付済期間

の 月数が五の政令で定める月数に達した場合には、 その者は、 保険料の額を納付下限額以上の額であっ

て納付上限額を超えない額に変更しなければならないものとすること。 第四十五条第六項関係)

七 一又は二の申出をした者は、 いつでも、 将来に向かってその申出を撤回できるものとすること。

(第四十五条第七項関係)

第十四 保険料の納付

第十五

国庫

·補助

農業者年金の被保険者は、 毎月の保険料を翌月末日までに納付しなければならないものとすること。

(第四十六条関係)

助するものとすること。

年度

の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料の額との差額の合計額に相当する額

特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、

被保険者ごとの当該

を補

玉 庫

は

毎年度、

基金に対し、

第四十八条第一項関係)

当該年度の前年度において、特例保険料納付済期間を有する者(特例付加年金に係る受給権者を除く

が次に掲げる者のいずれかに該当する者となった場合には、 当該年度の前年度までにおいて算定し

た国 |庫補助 の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額の合計額に相当する額を、

度において前項の規定により算定した国庫補助の額から減額するものとすること。

(第四十八条第二項関係)

第九の一の一又は二のいずれにも該当しないことが確実となった者

第十三の二の一又は二のいずれかに該当することについて第十三の二の申出をした者であって、そ

れぞれ第十三の二の一又は二に定める日において第十三の一の一に掲げる者に該当しなかったもの

第十六 審査会

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他の徴収金の徴収又は処分

に対する不服を審査するため、 基金に委員九人をもって組織する審査会を置くこと。

(第四十九条関係)

第十七 財務及び会計

区分経理、積立金の処分その他基金の財務及び会計について所要の規定を設けること。

(第六十二条及び第六十三条関係)

第十八 主務大臣等

基金に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び

農林水産省令とすること。

(第六十六条等関係)

第十九 その他

罰則規定その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二十 附則

この法律は、 平成十五年四月一日から施行するものとすること。 ただし、 農業者年金基金法の廃止等

の規定は、同年十月一日から施行するものとすること。

附則第一条関係)

一 農業者老齢年金の支給の繰上げ

保険料納付済期間を有する者であって、六十歳以上六十五歳未満であるものは、 当分の間、 六十五歳

に達する前に、 基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができるものとすること。

(附則第二条関係)

三 特例付加年金の支給の繰上げ

特例保険料納付済期間を有する者であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもののうち、六十歳

以上六十五歳未満である者は、 当分の間、 六十五歳に達する前に、 基金に特例付加年金の支給繰上げの

請求をすることができるものとすること。 ただし、その者が第九の一のただし書に該当するときは、 請

求することができないものとすること。

附則第三条関係)

六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であること。

 (\Box) の政令で定める者に限る。 農業を営む者でないもの(その農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した者その他) であること。

四 農業者年金基金の解散等

農業者年金基金は、 基金の成立の時において解散するものとし、 その一切の権利及び義務は、 その時

において基金が承継すること。

(附則第四条関係)

五 業務の特例

基金は、当分の間、次に掲げる業務を行うものとすること。

附則第六条関係)

1 農業者年金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金

法及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年

金基金法による給付を支給すること。

2 農地等及びその附帯施設の借受け及び貸付等の業務を行うこと。

六 農業者年金基金法は廃止すること。

(附則第二十一条関係)

七 その他所要の経過規定を整備するほか、 関係法律について所要の改正を行うものとすること。